

令和5(2023)年度真岡市農業支援事業

令和5年4月1日作成

| | 農業従事者支援 | | | | | |
|----|--------------------------|---|---|--|--|--|
| NO | 事業名称 | 事業内容 | 補助条件等 | 補助率等 | | |
| 1 | いちご生産施設 整備支援事業 | いちご生産用のパイプハウス 等を整備する経費の一部につ いて補助金を交付します。 | 【補助対象者】 ・真岡市に住所を所有し、市税を完納していること ・いちごの生産規模を拡大する65歳以下の農業者等 ・いちごを新たに出荷する65歳以下の農業者等 【補助対象】 ・いちごの新規導入又は生産規模拡大に必要な生産用パイプハウス等の 施設(※建替や附帯設備、育苗用施設は対象外) | 3/10以内 上限額180万円 | | |
| 2 | 園芸作物生産施 設整備支援事業 | 園芸作物(にら、トマト、なす、アスパラガス、春菊等)のパイプハウス等を整備する経費の一部について補助金を交付します。 | 【補助対象者】 ・真岡市に住所を所有し、市税を完納していること ・園芸作物の生産規模を拡大する65歳以下の農業者等 ・園芸作物を新たに出荷する65歳以下の農業者等 【補助対象】 ・園芸作物の新規導入又は生産規模拡大に必要な生産用パイプハウス等 の施設(※建替や附帯設備、育苗用施設は対象外) | 3/10以内 上限額180万円 | | |
| 3 | 露地野菜生産拡大支援事業 | 露地野菜の種苗及び出荷用資 材の購入費の一部について補 助金を交付します。 | 【補助対象者】 ・真岡市に住所を所有し、市税を完納していること ・露地野菜を新たに20a以上出荷する農業者 ・・・① ・露地野菜の生産規模を20a以上拡大する農業者 ・・・② 【補助対象】 ・種苗及び出荷用資材 | ①2/3 上限額40万円 最長3年 ②1/3 上限額40万円 年1回限り | | |
| 4 | いちごスマート 農業推進事業 | 図るための ICT 機器等の導入 を希望する農家に支援をしま す。 | 【補助対象者】 ・真岡市に住所を所有し、市税を完納していること ・いちごを生産する農業者、農業生産法人等 【補助対象】 ・ICT等の最新技術を活用したスマート農業機器の導入費 | 1/2以内 ※条件等、詳しく はお問合せくださ い | | |
| 5 | 農業用廃プラス チック適正処理 事業 | JAはが野が実施する、市内 農家から排出される農業用廃 プラスチック等の処分に係る 経費に対し、補助金を交付し ます。 | 【事業実施者】 JAはが野 【補助対象者】 市内において、農業を営み、JAはが野が実施する農業用廃プラスチック回収(共同処理)事業に参加し、処分を行った者 【補助対象】 市内農業者の排出する廃プラスチック等の処分に係る経費 | 処分に係る経費総額の1/5以内※JAはが野を通じて処分費の一部を支援するものです。 | | |

| | | 新 | 規 就 農 者 向 け 支 援 | |
|----|----------------------|---|---|--------------------------|
| NO | 事業名称 | 事業内容 | 補助条件等 | 補助率等 |
| 1 | 新規就農者育成確保支援事業(経営支援) | | 【補助対象者】・真岡市に住所を所有し、市税を完納していること ・認定新規就農者 【補助対象】 ・施設、機械、農地取得等 | 3/10 上限額360万円 1回限り |
| 2 | 新規就農者育成確保支援事業 (家賃支援) | 真岡市在住の認定新規就農者 に対し、アパートなどの家賃 の一部について補助金を交付 します。 | 【補助対象者】 ・真岡市に住所を所有し、市税を完納していること、認定新規就農者 【補助対象】 ・アパートなどの借家の家賃 | 1/2 上限月額2万円 最長3年 |

| | 新規就農協力者向け支援 | | | | | | |
|----|---|---|--|-------------------------------------|--|--|--|
| NO | 事業名称 | 事業内容 | 補助条件等 | 補助率等 | | | |
| 1 | 新規就農者育成確保支援事業(研修支援) | JAはが野新規就農塾で研修を受け、研修終了後に真岡市で就農した場合、研修費の一部について補助金を交付します。 | 【補助対象者】 ・新規就農塾推進協議会 【補助対象】 ・新規就農塾推進協議会が研修受け入れ農家に対して負担した研修支援金(研修生1人あたり、年間36万円(月3万円×12箇月)) | 1/2 18万円 (※JAはが野、 市で各18万円) | | | |
| 2 | 新規就農者育成 確保支援事業 (空き施設有効 利用促進支援) | 真岡市在住の認定新規就農者 へ農地及び施設を5年間以上 貸し付けた方に、奨励金を交 付します。 | 【補助対象者】 ・認定新規就農者に5年以上農地及び施設を貸し付けた所有者 ・市税を完納していること 【補助対象】 ・貸付施設 | 施設1m当り 500円 | | | |
| 3 | 新規就農者指導 員設置事業 | 真岡市で就農した認定新規就 農者に対し、その相談役とし て新規就農者指導員を配置 し、指導員に報酬を支払いま す。 | 【補助対象者】 · 新規就農者指導員 | 月額5千円(定額) | | | |

【問合せ先】

真岡市役所 産業部 農政課

【新規就農者・協力者向け支援】 農政係:0285-83-8137

【農 業 従 事 者 支 援】 農業振興係:0285-83-8139